

1 基本的事項

(1) 策定の主旨

総務省が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」により、病院事業を設置する地方公共団体は「公立病院経営強化プラン」の策定が求められている。

函館市の病院事業においても、このガイドラインに基づき、市立3病院の果たすべき役割・機能の明確化・最適化や、医師・看護師等の確保と働き方改革などの取組を進め、持続可能な地域医療提供体制の確保を図る必要があることから、「函館市病院事業経営強化プラン」を策定する。

(2) プランの期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

(3) 策定後の点検、評価、公表

外部の有識者などで構成する「評価委員会」を設置し、毎年度点検・評価を行うほか、ホームページ等で公表する。

2 市立病院の現状と課題

(1) 市立3病院の現況

市立3病院の概要説明

(2) 経営状態

市立3病院の直近5年間の決算状況

3 市立病院が果たすべき役割・機能

(1) 市立3病院の役割

① 函館病院

高度急性期・急性期医療を中心に、不採算部門を含め、三次医療圏内の基幹病院として地域医療を担保する。

② 恵山病院

恵山・戸井・楡法華地域における保健・医療・福祉の総合的な施策を実施するうえで中心的な役割を担うとともに、人工透析等の慢性期の医療を提供する。

③ 南茅部病院

南茅部地域における保健・医療・福祉の総合的な施策を実施するうえで中心的な役割を担うが、築後約50年を経過していることなどから、「市立函館南茅部病院移転新築基本計画」に基づき移転新築を進める。

(2) 機能分化・連携強化

函館病院は急性期を担う基幹病院として医師、看護師等の職員の確保に努めることとし、恵山病院、南茅部病院は慢性期、回復期等を担い、函館病院から診療応援等を受ける体制を作る。

(3) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

手術数など市立3病院の数値目標を設定

(4) 一般会計における経費負担の考え方

総務省副大臣通知による繰出しの基準を基本とする。

(5) 住民の理解のための取組

ホームページ等を積極的に活用するほか、地域住民等を対象とした講演会や研修会などを実施

4 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備に努める。

(2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

函館病院は、基幹型臨床研修病院として、地域医療を支える優れた医療人を育成する。

(3) 医師の働き方改革への対応

医師と医療従事者、関係職種との間での業務のタスクシフト／シェアの推進、ICTの活用等の取組を進め、労働時間短縮を含めた職場環境の改善に努める。

5 経営形態の見直し

函館市病院事業は、事業形態の見直しとして南茅部病院の診療所化を検討するとともに、引き続き、地方公営企業法の全部適用を継続し、そのメリットを最大限活かしながら、経営改善に努める。

6 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症対応で得た知見を活用し、感染拡大時の対応病床や転用しやすいスペースの整備、専門人材の確保・育成および感染防護具の備蓄等を行い、平時から新興感染症の感染拡大時に備える。

7 施設・設備の最適化

(1) 函館病院、恵山病院

建物本体は、それぞれ20年程度経過しており、躯体自体の建替えが必要となる時期はまだ先であるものの、附帯設備については、経年劣化等による不具合や故障も生じてきていることから、長寿命化に向けた計画的な修繕・更新を実施する。

(2) 南茅部病院

「市立函館南茅部病院移転新築基本計画」に基づいた施設整備を進める。

(3) デジタル化への対応

IT管理システムの導入などによる情報セキュリティ強化に努める。

8 経営の効率化等

(1) 経営指標に係る数値目標

地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、経営の効率化を図る必要があるため、経常収支比率など目標となる経営指標を設定

(2) 目標達成に向けた具体的な取組

入院件数の増加や平均在院日数の適正化など

(3) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

令和5年度から令和9年度までの収支計画